平成２５年（フ）第６１２号
岡山県玉野市迫間2159番地１、旧住所岡山県玉野市用吉1621番地３
債務者　寺下　幸司
１　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８７７号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番14―106号
破産者　樽美　　武
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1546番地
破産者　宮原　正和
１　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
２　一般調査期日　平成26年４月10日午後１時30分
平成26年２月17日　　津地方裁判所熊野支部
平成２４年（フ）第２３００号
大阪府高槻市川西町１丁目33番17―101号、開始決定時の住所大阪府高槻市八幡町３番７号
破産者　神田　智志
１　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
２　一般調査期日　平成26年４月21日午後３時30分
平成26年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第５４６号
静岡市駿河区泉町７番32号　西側、旧住所静岡市清水区馬走975番地の55
破産者　西澤喜惣治
１　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
２　一般調査期日　平成26年５月12日午後３時
平成26年２月14日
静岡地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１０９２号
福岡県大野城市下大利１丁目18番22―602号リブラ95、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市下大利１丁目３番８―303号アーサー下大利アクトステージ
破産者　山口　英介
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月16日午前10時30分
平成26年２月14日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２５年（フ）第１６５２号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目13番20号
破産者　株式会社石橋運送
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月22日午後１時30分
平成26年２月14日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２５年（フ）第１６５３号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目13番20号
破産者　有限会社ワールド・ワン
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月22日午後１時30分
平成26年２月14日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２５年（フ）第４７号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬618番地の１
破産者　山根　　篤
１　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
２　一般調査期日　平成26年４月14日午前10時10分
平成26年２月17日
和歌山地方裁判所田辺支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０１号
和歌山市湊1116番地
清算株式会社　西浜土地株式会社
代表清算人　片山　孝英
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

平成１７年（ヒ）第３０３３号
大阪市北区西天満４丁目４番18号、認可決定時の本店所在地大阪府守口市京阪本通２丁目３番６号
清算会社　豊秀興産株式会社
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（ヒ）第４号
北海道函館市赤川町425番地の５
清算株式会社　アオイ工業株式会社
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
函館地方裁判所民事部
平成２５年（ヒ）第４１号
名古屋市天白区梅が丘２丁目1601番地の２
清算株式会社　日本デジタルコミュニケーションズ株式会社
代表清算人　柿澤　廣二
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（ヒ）第１０１号
島根県浜田市原井町3050番地３
清算株式会社　株式会社室崎商店
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所浜田支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第８号
新潟市東区津島屋７丁目30番地
清算株式会社　株式会社三都
代表清算人　髙橋　敏昭
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権の0.963パーセントの金員（１円未満四捨五入）を弁済する。
２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、前項の金員の弁済を受けたときは、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　清算株式会社は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
新潟地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２号
愛媛県西予市宇和町久枝甲152番地
再生債務者　一井　健二
１　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月20日から平成26年３月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２５年（再イ）第１９５号
千葉市若葉区東寺山町1064番地16
再生債務者　伊波　貴浩
１　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２５年（再イ）第２１９号
名古屋市守山区緑ヶ丘1001番地　小幡北山宿舎Ｇ棟204号
再生債務者　武田　英樹
１　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月14日から平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部